

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日				
郡山市長				
申請者		郵便番号		
		所在地又は住所		
		会社名称		
		代表者役職氏名		印
（自署の場合は押印不要）				
		電話番号		
補 助 金 等 交 付 申 請 書				
次の事業について、補助金の交付を受けたいので、郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。				
補助事業等の名称	郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金			
施行場所				
総事業費	円			
補助金等交付申請額	円			
着手、完了日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添付書類	☐ 補助事業実施内容書（第 2 号様式） ☐ 補助事業収支決算書（第 3 号様式） ☐ 補助対象経費の内訳を確認できる書類 ☐ 市税等納付状況確認同意書（第 4 号様式） ☐ 市から受けた認定に関する通知の写し ☐ 変更承認に関する通知の写し（事業内容の変更があった場合に限る。） ☐ 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。） ☐ 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類 ☐ 他の補助金その他これに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（他の補助金その他これに類する収入がある場合に限る。） ☐ 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届及び住民票）の写し（連携企業又は団体を含む。） ☐ 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類			
摘要				

第2号様式（第5条関係）

補助事業実施内容書

1. 事業所概要

法人名 / 屋号			
代表者職・氏名			
所在地	〒		
設立年月日/開業日			
資本金の額又は 出資の総額 ※個人事業主は記載不要			
業種			
事業概要			
従業員数	人	うち 正社員数	人
連絡先	TEL		
	E-mail		

※定款（個人の事業主の場合は開業届）の写し（連携先も含む）を添付してください。

2. 連携先

連携先名称			
代表者職・氏名			
所在地	〒		
納税地			
連絡先	TEL		
	E-mail		

3. 事業内容

農福商工連携事業の内容	
-------------	--

事業実施スケジュール	
市場ニーズ・市場規模、 競合する類似商品・役務 との相違点等	
農福商工連携事業を共同 で実施する事業者間の規 約等の整備状況	

※ 必要に応じて行を追加してください。

第3号様式（第5条関係）

補助事業収支決算書

1 収入				単位：円
科目	予算額	決算額	差額	適用
合計				

2 支出		単位：円						
科目		予算額		決算額		差額		適用
事業内容	節・細節		うち 補助対象		うち 補助対象		うち 補助対象	
新商品等 開発事業								
販路拡大 事業								
その他 事業								
合計								

第4号様式（第5条関係）

市税等納付状況確認同意書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
又は住所

生年月日

（フリガナ）

氏 名

（法人名及び
代表者役職氏名）

（自署又は記名押印）

電話番号

郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金申請に当たり、郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を確認し、下記の事項について同意及び誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。
（確認税目）

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

- ☐ 本申請書、実施内容書、収支決算書及び添付書類に記載の内容等に偽りがないこと。
- ☐ 大企業の子会社（要綱第2条第2項第1号から第3号までに規定する者）には該当しないこと。
- ☐ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行っていないこと。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないこと。
- ☐ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていないこと。
- ☐ 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- ☐ 事業に関して必要な許認可等を取得していること。
- ☐ 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- ☐ 市税等の滞納がないこと。
- ☐ 第3条に規定する補助対象経費とならない経費を含んでいないこと。
- ☐ 補助金の交付の対象となった事業について郡山市が行う調査に協力すること。

※記載内容に虚偽等があった場合は、決定を取り消すことがあります。

※記載内容や添付書類に不備があった場合は、補助金の交付の決定が遅れることがあります。